

地域支援事業

高齢者等が要支援・要介護状態になることを予防し、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、様々な介護予防の取り組みを行う事業です。

介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上の全ての方を対象とした介護予防事業で、要介護認定を受けていなくても、一人ひとりの状態や必要性に合わせた多様なサービスを受けることができます。

・訪問型サービス

これまでの予防給付の訪問介護と同じように、要支援者に対するホームヘルプサービスです。※詳しくは9ページに掲載しています。
また、多様なサービスとして、訪問型サービスC（保健師、理学療法士等の訪問指導）を実施しており、訪問型サービスA（緩和した基準の生活援助等）、訪問型サービスB（民間事業者やボランティア等による生活援助等）、訪問サービスD（民間事業者や近隣住民等による移動支援）については、現在行っておりませんが、今後の地域の実情を把握しながら検討していきます。

・通所型サービス

これまでの予防給付の通所介護と同じように、要支援者に対するデイサービスです。※詳しくは11ページに掲載しています。
また、多様なサービスとして、通所型サービスC（運動器の機能向上事業）を行っており、通所型サービスA（緩和した基準のミニデイサービス）は平成30年度から開始する予定で、通所型サービスB（自主的な住民主体の運動等活動）については、現在行っておりませんが、今後の地域の実態を把握しながら検討していきます。

・その他の生活支援サービス

調理困難な1人暮らし高齢者等に対し、栄養改善と安否確認を目的とした週5回までの配食サービス食の自立支援事業や要支援認定者の介護予防プランを作成する介護予防ケアマネジメントを実施しています

・一般介護予防事業

基本チェックリストによる介護予防把握事業や、高齢者ふれあいセンターでの健康相談、運動指導などの介護予防事業、介護支援ボランティア養成事業を実施しています。

包括的支援事業

地域包括支援センターでは、地域の高齢者に対する介護予防をはじめ、地域共生社会の実現に向け、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員等の職員が専門性を生かし、総合相談や権利擁護などの業務や、認知症施策の推進として、認知症初期集中支援チームの配置、認知症サポーター養成講座や認知症カフェの開催などを行っています。

任意事業

要介護高齢者を介護している家族への支援事業として介護用品給付事業や、調理困難な1人暮らし高齢者等に対し、栄養改善と安否確認を目的とした週5回までの配食サービス食の自立支援事業、健康状態又は身体状況等の理由から日常生活動作に支障がある1人暮らし高齢者等に、急病・火災などの非常時に通報できる通報機器を貸与する、緊急通報システム運営事業などを実施しています。